

## アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成26年3月27日

姫路市

### 1. 提案の概要

当市福祉事務所内に、生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者自立促進支援モデル事業利用者(平成26年度実施予定)、これら申請者及び相談者(以下「生活保護受給者等」という。)を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援員とハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

### 2. 提案理由

昨今の人団構成、家族機能の変化や地域住民共助意識の希薄化等の社会構造の変化、及び景気の停滞による失業者の増加に伴い、当市でも稼働能力を有する生活保護受給者が増加しており、その者の自立促進や、生活保護に至る恐れのある者の生活困窮状態からの脱却を支援する就労支援のあり方が課題となっている。

現在も、当市ではハローワークと「生活保護受給者等就労自立支援促進事業」による連携した取組を実施して一定の効果が出ているところであるが、これまで以上に効果的な自立支援を実現するため、本市とハローワークがより一体となった就労支援体制の充実・強化が必要と判断し、今般、アクション・プランに基づく一体的実施の提案の提出に至った。

### 3. 提案内容

#### (1) 支援対象者

生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者自立促進支援モデル事業利用者、これら申請者及び相談者とする。

#### (2) 設置場所

姫路市福祉事務所内

#### (3) 実施内容

国が行う無料職業紹介等と市が行う生活保護等に係る業務を一体的に実施する。

具体的には、国(ハローワーク)は、設置する窓口に職員を配置し、市から誘導を受けた支援対象者に対して職業相談・職業紹介を実施する。

市は、福祉事務所において、生活保護、住宅支援給付、児童扶養手当、生活困窮者自立促進支援モデル事業に係る業務の実施に加えて、就労支援員を配置し、生活保護受給者等に対する意欲喚起等を行うとともに、職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者を国の窓口に誘導する。